

令和 3 年 4 月 6 日

松山市議会議長

若江 進 様

議員名 松波 雄大



令和 2 年度政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 2 年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和2年度政務活動費収支報告書

議員 松波 雄大

1. 収 入

政務活動費	1,224,000	円
利 息	2	円

2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	0	
研 修 費	6,000	連盟費
広 報 費	778,250	活動報告紙印刷、郵送
広 聴 費	0	
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	66,000	コピー機リース代
資料購入費	0	
人 件 費	0	
事務所費	360,000	事務所スペース賃借料
合 計	1,210,250	

3. 残 額 13,752 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2020年 9月 30日	整理番号	/	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	<u>研修費</u> 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	²⁰²⁰ 2019 年度松山市議会観光振興議員連盟費 上半期分			
金 額	3,000 円	按分率	100 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	²⁰²⁰ 2019 年 6月 24日		

領 収 書

令和2年 6月 24日

松 波 雄 大 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、2020年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として

松山市議会観光振興議員連盟
会 長 清 水 宣 郎

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年4月7日

改正 平成30年6月27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(平30本号中改正)

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員の任期)

第7条 役員は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 前年度の事業報告及び決算
- (2) 毎年度の事業計画及び予算
- (3) 規約の改正
- (4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項
- (5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2020年 3月 31日	整理番号	2	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	2020 2019年度松山市議会観光振興議員連盟費 下半期分			
金 額	3,000 円	按分率	100 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2020年 11月 11日		

領 収 書

令和2年 // 月 // 日

松 波 雄 大 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、令和2年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として

松山市議会観光振興議員連盟
会 長 若 江 進

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年4月7日

改正 平成30年6月27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(平30本号中改正)

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 前年度の事業報告及び決算
- (2) 毎年度の事業計画及び予算
- (3) 規約の改正
- (4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項
- (5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支出伝票

債務確定日(※)	2021年 3月 26日	整理番号	3
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
用途及び内容等	活動報告書 10000部×@45円 合計495,000円 8ページ 400×270 ユトリ口上質 35kg 郵送費一式 5000部×@113円 合計621,500円 製作費/デザイン、編集 8ページ×50000円 合計440,000円		
金額	778,250	円	按分率 50%
特記事項			

領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2021年 3月 26日
----------------	-------	--------------

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証

No. _____
2021年 03月 26日

松波雄大 様

¥ 1,556,500 -

但 活動報告書制作費として
上記正に領収いたしました



内 訳	
現 金	
小 切 手	
手 形	
消費税額 (10%)	141,500

〒790-0042 愛媛県松山市保免中三丁目4番27号
株式会社NINO
代表取締役 二宮 敏
TEL 089-995-8783 FAX 089-995-8784

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

令和2年度 科目別集計表

科目名				
資料作成費				
日付	内容	支出金額	備考	整理番号
3/31	コピー機リース代金	66,000 円		4
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		66,000 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	2021年 3月31日	整理番号	4	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費	
使 途 及 び 内 容 等	コピー機リース代金 月 11,000 円×12ヶ月 132,000			
金 額	66,000	円	年間の支出金額の合計を 記入してください。	
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4月分	5月 7日	11,000 円	50 %	5,500 円
5月分	6月 3日	11,000 円	50 %	5,500 円
6月分	7月 3日	11,000 円	50 %	5,500 円
7月分	8月 3日	11,000 円	50 %	5,500 円
8月分	9月 3日	11,000 円	50 %	5,500 円
9月分	10月 5日	11,000 円	50 %	5,500 円
10月分	11月 4日	11,000 円	50 %	5,500 円
11月分	12月 3日	11,000 円	50 %	5,500 円
12月分	1月 4日	11,000 円	50 %	5,500 円
1月分	2月 3日	11,000 円	50 %	5,500 円
2月分	3月 3日	11,000 円	50 %	5,500 円
3月分	4月 5日	11,000 円	50 %	5,500 円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

SHARP

領収証

領収証番号 OH10I10

発行日 2020年 8月10日

松波ゆう大事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させて頂きましたので、ご確認の上
ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額 ¥11,000

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

〒1102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー
シャープアライナンス株式会社

領収内容内訳	
領収日	金額
2020年	11,000
8月 3日	
合計 11,000	

<お問い合わせ窓口(発行元)>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープアライナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6132

SHARP

領収証

領収証番号 0J10H74

発行日 2020年10月10日

松波ゆう大事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させて頂きましたので、ご確認の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額 ¥11,000

金額を訂正したものの、領収証番号が機械印字されていないもの及び会社印がないものは無効です。

印紙税申告納付につき東
税務署承認済

〒1102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町方デシタワア

シャープフアイナンス株式会社

領収内容内訳	
領収日	金額
2020年 10月5日	11000
お支払方法 ご契約番号 口座振替	
合計 11000	

<お問い合わせ窓口(発行元)>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープフアイナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

XE016

SHARP

領収証

領収証番号 1D10I13

発行日 2021年 4月10日

松波ゆう大事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させて頂きますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額 ¥11,000

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

T102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファインナンス株式会社

領収内容内訳	
領収日	金額 円
2021年 4月 5日	11,000
合計 11,000	

<お問い合わせ窓口(発行元)>

T541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファインナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

XE016

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	2021年3月31日		整理番号	5
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 <u>事務所費</u>	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	事務所スペース賃料			
金 額	360,000		円	年間の支出金額の合計を 記入してください。
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4月分	4月 1日	30,000 円	100 %	30,000 円
5月分	5月 1日	30,000 円	100 %	30,000 円
6月分	6月 1日	30,000 円	100 %	30,000 円
7月分	7月 1日	30,000 円	100 %	30,000 円
8月分	8月 1日	30,000 円	100 %	30,000 円
9月分	9月 1日	30,000 円	100 %	30,000 円
10月分	10月 1日	30,000 円	100 %	30,000 円
11月分	11月 1日	30,000 円	100 %	30,000 円
12月分	12月 1日	30,000 円	100 %	30,000 円
1月分	1月 1日	30,000 円	100 %	30,000 円
2月分	2月 1日	30,000 円	100 %	30,000 円
3月分	3月 1日	30,000 円	100 %	30,000 円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

事務所スペース賃貸借契約書

賃貸人 株式会社サードフロア（以下、「甲」という。）と賃借人 松波 雄大（以下、「乙」という。）は、甲の所有するシェアオフィス（以下、「本件」という）の賃貸借に関し、次の通り契約する。

第1条 甲は、乙に対し、本件を次条以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 乙は、本件を議員活動用事務所スペースとして使用し、その他の目的に使用しないものとする。

2 乙は、本件を現状のまま使用するものとし、事前に甲の承諾を得た場合を除き、本件に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。

3 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件を原状に復しなければならない。

第3条 契約期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間とし、期間満了1か月前迄に甲乙いずれかの通知がない限り、1年間自動延長するものとする。

第4条 賃料は月額3万円とし、当月1日までに当月分を甲の指定する銀行口座振込、または現金にて支払うものとする。

第5条 甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物質料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条 乙は、本契約締結と同時に、甲に対し、敷金として金1万円を預託しなければならない。

2 乙は、本件を明渡すまでの間、敷金を持って賃料その他の債務と相殺することはできない。

第7条 乙は、本件を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第8条 甲は、本件の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。

2 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第9条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

- ①賃料の支払いを3か月以上怠ったとき
- ②第8条に違反したとき
- ③その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第10条 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件を原状に復した上で甲に明け渡す。

2 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第11条 乙は、乙の従業員・取引先、その他乙の営業活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第12条 乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその1か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。ただし、乙が賃料の2か月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

第13条

本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成31年4月1日

賃貸人（甲） 住所 愛媛県松山市千舟町4-6-2-3F
株式会社サードフロア

賃借人（乙） 住所 [REDACTED]
氏名 松波 雄大

領 収 証 松波 様 No. _____

金額	7	3	0	0	0	0	-
----	---	---	---	---	---	---	---

内 訳 但 3P オフィス 賃料
 現 金 2020年 4月 / 日 上記正に領収いたしました
 小 切 手 /
 手 形 /

消費税額等(%)



株式会社サードフロア
 〒790-0011
 愛媛県松山市千舟町 4-6-2 3F
 090-8282-2228
 info@t3f.jp



GR1617

領 収 証 松波 様 No. _____

金額	7	3	0	0	0	0	-
----	---	---	---	---	---	---	---

内 訳 但 3P オフィス 賃料
 現 金 2020年 5月 / 日 上記正に領収いたしました
 小 切 手 /
 手 形 /

消費税額等(%)



株式会社サードフロア
 〒790-0011
 愛媛県松山市千舟町 4-6-2 3F
 090-8282-2228
 info@t3f.jp



GR1617

領 収 証 松波 様 No. _____

金額	7	3	0	0	0	0	-
----	---	---	---	---	---	---	---

内 訳 但 3P オフィス 賃料
 現 金 2020年 6月 / 日 上記正に領収いたしました
 小 切 手 /
 手 形 /

消費税額等(%)



株式会社サードフロア
 〒790-0011
 愛媛県松山市千舟町 4-6-2 3F
 090-8282-2228
 info@t3f.jp



GR1617

領 収 証 松波 様 No. _____

金額 430000-

内 訳 但 シェアオフィス賃料
現 金 2020年7月 / 日 上記正に領収いたしました

小切手 /
手形 /
消費税額等(%)

THE 3rd FLOOR

株式会社サードフロア
〒790-0011
愛媛県松山市千舟町 4-6-2 3F
090-8282-2228
info@t3f.jp



www.t3f.jp

GR1617

領 収 証 松波 様 No. _____

金額 430000-

内 訳 但 シェアオフィス賃料
現 金 2020年8月 / 日 上記正に領収いたしました

小切手 /
手形 /
消費税額等(%)

THE 3rd FLOOR

株式会社サードフロア
〒790-0011
愛媛県松山市千舟町 4-6-2 3F
090-8282-2228
info@t3f.jp



www.t3f.jp

GR1617

領 収 証 松波 様 No. _____

金額 430000-

内 訳 但 シェアオフィス賃料
現 金 2020年9月 / 日 上記正に領収いたしました

小切手 /
手形 /
消費税額等(%)

THE 3rd FLOOR

株式会社サードフロア
〒790-0011
愛媛県松山市千舟町 4-6-2 3F
090-8282-2228
info@t3f.jp



www.t3f.jp

GR1617

領 収 証 松波 様 No. _____

金額 430000-

内 訳 但 ショッピング 貨物
現金 2020年10月 / 日 上記正に領収いたしました

小切手 /
手形 /
消費税額等(%)



株式会社サードフロア
〒790-0011
愛媛県松山市千舟町 4-6-2 3F
090-8282-2228
info@t3f.jp



WWW.t3f.jp

GR1617

領 収 証 松波 様 No. _____

金額 430000-

内 訳 但 ショッピング 貨物
現金 2020年11月 / 日 上記正に領収いたしました

小切手 /
手形 /
消費税額等(%)



株式会社サードフロア
〒790-0011
愛媛県松山市千舟町 4-6-2 3F
090-8282-2228
info@t3f.jp



WWW.t3f.jp

GR1617

領 収 証 松波 様 No. _____

金額 430000-

内 訳 但 ショッピング 貨物
現金 2020年12月 / 日 上記正に領収いたしました

小切手 /
手形 /
消費税額等(%)



株式会社サードフロア
〒790-0011
愛媛県松山市千舟町 4-6-2 3F
090-8282-2228
info@t3f.jp



WWW.t3f.jp

GR1617

領 収 証 株式会社 様 No. _____

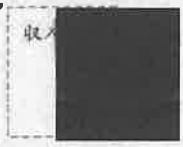
金額 430000-

内 訳 但 シニアオフィス賃料
2021年1月1日 上記正に領収いたしました

現金
小切手
手形
消費税額等(%)



株式会社サードフロア
〒790-0011
愛媛県松山市千舟町 4-6-2 3F
090-8282-2228
info@t3f.jp



GR1617

領 収 証 株式会社 様 No. _____

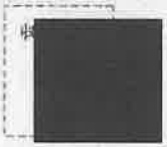
金額 430000-

内 訳 但 シニアオフィス賃料
2021年2月1日 上記正に領収いたしました

現金
小切手
手形
消費税額等(%)



株式会社サードフロア
〒790-0011
愛媛県松山市千舟町 4-6-2 3F
090-8282-2228
info@t3f.jp



GR1617

領 収 証 株式会社 様 No. _____

金額 430000-

内 訳 但 シニアオフィス賃料
2021年3月1日 上記正に領収いたしました

現金
小切手
手形
消費税額等(%)



株式会社サードフロア
〒790-0011
愛媛県松山市千舟町 4-6-2 3F
090-8282-2228
info@t3f.jp



GR1617